

最近、新聞・テレビでもよく取り上げられ
話題の家族信託！！

第14回司法書士によるセミナー

遺言書・後見・家族信託 を考える会

NHK「あさイチ」
朝日新聞
読売新聞等で
紹介されました！

2018年 8月 18日(土)
14時～16時30分(受付13時30分)



ビッグ・アイ小研修室5

(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅徒歩5分)



こんなお悩みをお持ちの方は是非ご来場ください！！

- 近い将来は子どもにマンション・アパートを引き継ぎたい
- 子さらには孫への相続のことも心配・・・
- 近い将来親名義の実家を売却したいが・・・
- 自分の死後、生活が心配な相続人がいる
- 自分が元気なうちに財産の分け方を決めておきたい

入場無料
予約優先

第1部

14時～15時30分 : 生前にすべき財産管理

講師：(司)大阪泉北合同事務所 代表社員 樋口 聡

遺言・成年後見と家族信託の違いや活用方法を分かりやすく解説します



第2部

15時40分～16時10分 : 生命保険信託の活用事例

講師：プルデンシャル生命保険(株)神戸支社 藤原 悠貴

生命保険信託による遺留分対策を事例を使って分かりやすく解説します



※セミナー終了後、できる限り質疑応答受付します！！

〒594-0031大阪府和泉市伏屋町3丁目7番34号泉北第2ビル5階

大阪泉北合同事務所

検索

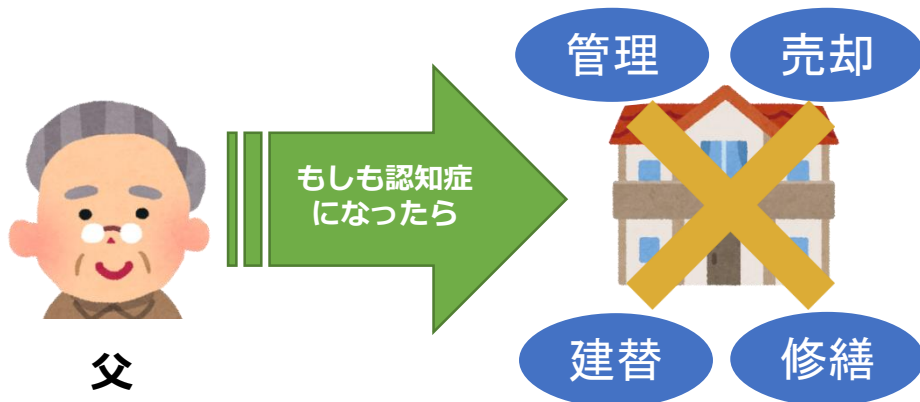


司法書士法人大阪泉北合同事務所 TEL0725-57-6025

- ①遺言では対応出来ない場合も、確実に財産の行き先を決めることができる
- ②成年後見と共に、あるいは代用として、将来認知症になった際の財産の処分方法を事前に決められる



こんな時、家族信託が活用できます！！



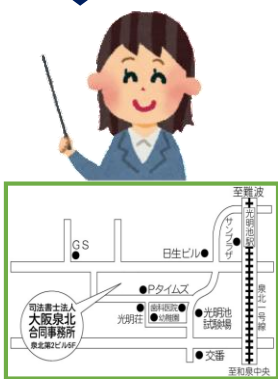
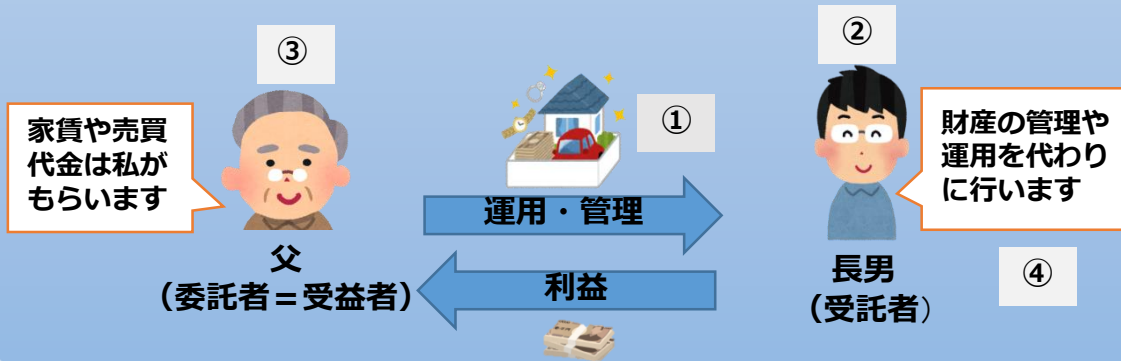
父が元気なうちは問題ありませんが、もし父が認知症や病気になった場合、父の所有する不動産の売却・修繕等をしようとするとならなくなり、残された家族が困ったことに・・・

8/25【土】
無料個別相談会
当事務所にて開催！
お気軽に
お申し付け下さい

～そもそも家族信託とはどういったものなの？～

- ①自身（＝委託者:例えば父親）の財産を
- ②信託できる人に（＝受託者:家族等）に託し
- ③家賃等の利益を得る人（＝受益者:例えば父親）のために
- ④特定の目的に従って、管理・処分してもらう財産管理の手法です。

財産の管理を信託できる家族にまかせる！！



事務所案内図

参加をご希望の方は下記よりお申込みください

参加申込書（下記記載のうえ、FAXにてお申込み下さい） **予約優先**

ふりがな	電話番号	参加人数
氏名		名

司法書士法人大阪泉北合同事務所 **FAX : 0725-57-6026**